

経済と環境の統合

—私の総合政策—

天野 明弘

経済と環境の統合：私の総合政策(天野明弘)

総合政策学部は、「人と自然の共生、人と人の共生」を学部の基本理念として1995年に発足した。1992年の地球サミット、1993年の環境基本法制定、また1994年の環境基本計画策定などが時代背景としてあり、持続可能な発展の方向を求めて総合政策系の研究教育が始められた流れに掉さしたものであった。本学にとっての総合政策は、ヒューマン・エコロジーのパースペクティブに立ち、環境、都市、国際発展といった領域での政策問題を考えることにあったので、私の場合には経済学のジャンルからのアプローチとして、「経済と環境の統合」を主要課題とした総合政策の構築を目指すこととした。

この間、さまざまな環境問題の中でも、わが国を始め世界の国々が直面した困難な2つの課題は、地球温暖化の緩和と循環型社会の構築であった。前者については、気候変動に関する国際連合枠組条約の下での京都議定書の約束遵守が、また後者については、循環型社会形成促進基本法の下での各種廃棄物処理法、リサイクル関連法の施行が当面の大きな政策課題である。地球温暖化と廃棄物問題の背景には、いずれも人間の経済活動の巨大化があり、経済的意思決定が環境劣化を考慮の外においてなされてきたことが基本的問題である。

総合政策に求められている1つの方向は、現在世界的に主要経済システムとなっている市場経済システムの中に環境配慮を内部化することである。30年前にOECD(経済開発協力機構)が提唱した汚染者支払い原則は、そのようなシステム変革の端緒を開いたものであるが、ドイツの1994年物質循環廃棄物管理法は、この原則を廃棄物管理に徹底して適用したものであった。拡大生産者責任あるいは拡大生産物

責任の考え方に見られるように、経済的意思決定の最も適切な段階で環境配慮を内部化するような経済システムへの制度改革と、それを実現するために必要な各種の環境政策の経済的手法が考案され、広範に適用されつつある。

もう1つの新しい方向は、オルフス条約に象徴される参加型・協力型の政策決定、言い換えれば環境民主主義への動きである。この条約は、環境問題に関連する3つのアクセス権を保証しようとするもので、環境情報へのアクセス、政策決定への市民参加、および環境問題に関する裁判所へのアクセスがそれである。国連欧州経済委員会の主導の下に1998年に採択され、2001年10月に発効した条約で、欧州諸国が中心であるが、中東欧や中央アジアの諸国も締約国となっており、北米諸国等も当初から議論には参加している。経済と環境の統合のためには、市場システムによる効率的なアプローチだけでは不十分であり、公共的意思決定のメカニズムを改革する手法として、このような情報共有型アプローチが有効と考えられるようになってきた。

本年1月にOECDが第2回目の対日環境パフォーマンス審査の結論と勧告を発表したが、さまざまな環境領域での経済的手法の活用とバランスのとれた公共政策の強化を求めている。生態系の破壊を抑え、劣化した環境を復元するためには、長期にわたる経済社会システム変革への取組みが続けられねばならないだろう。